

デジタル時代における子どもの人権に関する国際宣言

1959年の「子どもの権利に関する国連宣言」を補足するものである。

宛先：国連事務総長、国連総会加盟国、経済社会理事会、国連人権委員会、ユニセフ、ユネスコ、欧州理事会、WHO、その他子どもの保護、安全、福祉に責任を負うすべての者。

認識する：

国連子どもの権利条約は、無差別、子どもの最善の利益への献身、生命、生存、発達への権利、子どもの意見の尊重を保障している。その他の国際的なアピールでは、「子どもの権利に関する欧州連合行動」や「学校における無線技術に関するレイキャビク・アピール」のように、子どもの追加的または補足的な権利を認めている。

子どもの法的権利の存在は十分に認識されているが、特にその権利が強力な商業的利益と対立する場合には、十分に、あるいは一律に行使されていない。すなわち、意図的に中毒性のある機器、プラットフォーム、アプリから解放される権利、有害な放射線被ばくから解放される権利、そして商業的搾取から解放される権利である。

子どもたちを保護し、子どもたちに代わってこれらの権利を行使する法的義務は、すべての成人、特に両親、法定後見人、その他権限ある立場にある者の義務である。このような子どもたちの保護は基本的な法的原則であり、今後ますます国際慣習法の一部として認められ、地球上のすべての国で実施されるようになると、私たちは確信しています。

スクリーンタイム中毒

- ソーシャルメディア・プラットフォームは、若者や子どもたちの中毒を促すアルゴリズムで意図的に設計されている。
- 過剰なスクリーンタイムがもたらす有害な影響については、科学的な文献で十分に立証されており、その中には、メンタルヘルス障害、依存症、うつ病、不安、記憶喪失、自殺率の増加、睡眠不足、学習障害、いらいら、怒りなどの行動変化、ネットいじめ、ハラスメントなどが含まれる。
- 企業のソーシャルメディア・プラットフォームの所有者と運営者の注意義務は明確であり、その害は予見可能であり、スクリーンタイム中毒と結果的な害との因果関係は、この暴露を監視するデバイスを提供するソーシャルメディア・プラットフォームの所有者と運営者自身によっても認識されている。
- 米国小児科学会は、3歳未満の子どもとティーンエイジャーに対する安全なスクリーンタイムに関する警告を発表している。これらの警告は、米国児童青年精神医学会も繰り返している。それらは無視されている。

非電離放射線への非自発的曝露

- 非電離放射線が生物学的に悪影響を及ぼすことは、査読を受けた独立した科学研究によって証明されつつあります。
- 頭痛、めまい、吐き気、不眠、集中力の欠如、脳内霧などの急性影響や、DNA損傷や癌などの慢性影響など、非電離放射線への曝露と生物学的影響の相関関係をよりよく理解することが急務である。
- 携帯電話、ノートパソコン、タブレット、パソコン、ルーター、ゲーム機、ウェアラブル端末、モノのインターネット、スマートメーター、ロボット、スモールセルやマクロタワー、衛星基地局。
- 政府機関は、数十年前の仮定（例えば、細胞の熱加熱のみが生物活性であり、成人への最大被曝レベルは子供にも適用される）に基づいて、NIR被曝の最大推奨値を設定しているが、これは子供を保護するものではない。
- NIRの暴露レベルも、それに関連する子どもへの健康影響もモニターされていないため、親、医療従事者、政府は、健康への現在の危険性だけでなく、将来の世代への影響についても知らされていない。
- 政府の規制機関やICNIRPのような諮問機関による安全な暴露レベルという誤解を招くような主張は、メディアやこれらの無線機器やサービスの提供者によって増幅されている。

商業的搾取

- 子どものプライバシーを保護する国内および国際的な政策、法律、規制に真っ向から違反し、ほとんどの国で、保護者、その他の責任者のインフォームド・コンセントなしに、子どもに関する機密の個人情報データ収集業者によって収益化されている。
- 人工知能（AI）の加速度的な発展とユビキタスな展開は、子どもたちへの潜在的なリスクに関して早急に検討されるべき深遠な倫理的問題を提起している。
- ほとんどの国では、多くの親が、デジタル機器に触れることで子どもが搾取される可能性についての最新かつ正確な情報を持っていないため、こうしたリスクから子どもを守るための効果的な行動をとることができない。

さらなる認識

- 非人間的な条件下での強制児童労働によって採掘された鉱物を含む電子部品および製品の輸入を調査、管理、禁輸する緊急の必要性。
- 子どもたちに安全な学習環境を提供するための有効かつ適用可能なガイドラインとして、予防原則を採用することの重要性。
- 子どもたちが近赤外線環境にさらされる場合、安全という目標を最優先事項として推進することの重要性。

よって、以下の原則と行動が、賢明なベストプラクティスであるとして、国や地方自治体、国会議員、世界中の公立・私立学校の管理者によって直ちに採用されることを支持し、強く提唱する：

- 私たちは、子どもたちが、意図的に中毒性のある機器、プラットフォーム、アプリから解放される権利、有害な放射線被ばくから解放される権利、商業的搾取から解放される権利という基本的人権を有していることを認識する。
- 私たちは、子どもたちが依存症を助長するソーシャルメディア、ゲーム、その他のプラットフォームにさらされ、それを使用することに関する基準を直ちに採用し、実施することを強く求め、さらに、子どもたちのスクリーンタイムを増やすことを目的とした広告を抑制することを要求する。
- 私たちは政府当局に対し、健康に基づいたNIR暴露基準を確立し、特に子供と妊婦の健康を守る最善の工学的解決策を奨励するよう求める。
- 私たちはさらに、学校管理者に対し、利用可能な最善のモニタリング技術を活用し、NIRへの暴露がない、あるいは最小限に抑えられる安全な学習環境を作るよう求める。
- 私たちは、子供たちが中毒性のある有害なプラットフォームや潜在的に危険なレベルの放射線にさらされ続けることによるユニークな健康リスクと、これらの責任を果たすための管理者の法的受託義務について、広く一般に教育することを強く推奨します。
- 私たちは、医師およびその他の医療提供者に対し、スクリーン・タイムに関連する行動的・身体的問題、および臨床電磁気学という新しい医学分野についての情報を提供し、専門的な訓練を受けるよう、緊急に訴えます。
- 私たちは、安全性の証明責任は近赤外線放射機器の製造業者や販売業者にあると考えます。
- 私たちは、深刻な電気過敏症を示す子供を持つ家族に対する財政的支援と補償を求めます。そして、これらの費用が、1972年のOECDの "汚染者負担原則" に従って、無線通信提供者によって支払われることを求めます。
- 私たちは、ワイヤレス製品からのNIR放射を大幅に削減し、安全性で競争するために、技術プロバイダー間の協力的な技術革新を支持します。
- 私たちは、公衆の良心と意識におけるこの根本的かつ進化的な転換に資金を提供する革新的な方法を強く奨励します。

私たちは、この宣言に署名し、その精神を体現する法的措置やその他の保護措置を支援することによって、子どもたちや将来の世代を守るための緊急の訴えを表明するよう、あらゆる善意の人々に呼びかけます。

署名